民法(親子法制)の見直しにおける主な検討事項

第1 懲戒権に関する規定の見直し

民法第822条の親権者の懲戒権に関する規定については、児童虐待を正当 化する口実に利用されているとの指摘があったことを踏まえ、平成23年の民 法改正の際に、その規定を見直し、懲戒権は子の利益のために行使されるべき ものであり、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は懲戒権の行使に当 たらないことを明確にする改正が行われた。

もっとも、懲戒権に関する規定については、その後も児童虐待を正当化する 口実に利用されているとの指摘がされており、児童虐待防止対策の強化を図る ための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)により、 親権者による体罰の禁止が明文で定められた。また、同法の検討過程において、 懲戒権に関する規定の在り方の再検討を強く求める指摘がされ、その附則において、「政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法第822条の規定の 在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする」との検討条項が設けられた(注1)(注2)。 以上の経緯を踏まえると、懲戒権に関する規定の見直しが必要であると考え

- (注1) このほか、本文の法律が衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会で可決された際には、「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである」として、「法施行後2年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」との附帯決議がされている。
- (注2) なお、国際連合の児童の権利委員会による第4回・第5回対日審査総括所見においては、「委員会は、学校における体罰が法律によって禁止されていることに留意する。しかしながら、以下につき深刻に懸念する」として、「民法及び児童虐待防止法は、特に、適切なしつけの行使を許容し、体罰の許容性について不明確である」とされている。

1 見直しの方向

られる。

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第14条第1項は、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を

加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による 監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、 当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」として、親権者に よる体罰の禁止を定めている(注1)(注2)が、このことを踏まえた上で、 民法の懲戒権の行使として許容される親権者の行為の範囲や、懲戒権に関す る規定を見直す意義について、どのように考えるか。

- (注1) 児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項の「体罰」に含まれる行為については、厚生労働省において、学校教育法における「体罰」の考え方を参考に、ガイドライン等で周知することを予定している。
- (注2) 学校教育法第11条における「体罰」は、「平成25年3月13日文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)』」によれば、「(1)教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」、「(2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされている。
- 懲戒権に関する規定の見直しの方向性について,これまで指摘されてきた 内容としては,①懲戒権に関する規定自体を削除する,②懲らしめ,戒める という「懲戒」の文言を改める,③民法においても親権者による体罰の禁止 を明文で定めるなど,懲戒権の行使として許されない範囲を更に明確化する, という三つが挙げられるが,このような見直しの方向について,どのように 考えるか。
- 懲戒権に関する規定を見直す場合には、例えば、①懲戒権に関する規定自体を削除しつつ、③民法においても親権者による体罰の禁止を明文で定めるなど、上記の各方向性を組み合わせることも考えられるとの指摘がある一方で、既に民法第822条が懲戒権は子の監護及び教育に必要な範囲で行使できると定め、児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項が親権者による体罰の禁止を定めていることを踏まえると、懲戒権に関する規定について現状のまま維持することも選択肢の一つとしてはあり得るのではないかとの指摘もあるが、これらの指摘について、どのように考えるか。

2 見直しに伴う検討事項

- 特に懲戒権に関する規定自体を削除する場合に顕著であるが、懲戒権に関する規定の見直しによって、親権者による正当なしつけもできなくなるのではないかという懸念に応えることが必要になるものと考えられるが、この点について、どのように考えるか。このほか、懲戒権に関する規定の見直しの方向性を定めるに当たり、どのような点に留意すべきか。
- 民法第822条の懲戒権に関する規定は、民法第820条の親権者の一般的な権利義務に関する規定の具体的な現れであり、このことは、民法第821条の居所指定権に関する規定や、民法第823条の職業許可権に関する規定についても同様であるとの指摘がある。そうであれば、懲戒権に関する規定自体を削除する場合が典型的であるが、その規定のみならず、居所指定権や職業許可権に関する規定についても、民法第820条の規定との関係を整理する必要があるものと考えられるが、この点について、どのように考えるか。このほか、懲戒権に関する規定の見直しに伴って、どのような点を整理することが必要になると考えられるか。

第2 嫡出推定制度に関する規定の見直し

いわゆる無戸籍者問題(注1)は、国民でありながら、その存在が公的に登録されておらず、社会生活上の不利益を受ける方が存在するという重大な問題であり、法務省では、これまで無戸籍者に関する情報の収集や手続案内等、その解消のために様々な取組を行ってきたところである。

もっとも、(前) 夫以外の者との間の子を出産した女性が、嫡出推定制度により、その子が(前) 夫の子と扱われることを避けるために出生届をしないことが無戸籍者の生ずる一因であると指摘されている(注2) ことを踏まえると、この問題を将来にわたって解消していくためには、民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しが必要と考えられる。

- (注1) 全国の法務局から法務省に連絡のあった無戸籍者の数は令和元年6月10日までに累計2407名であり、このうち1577名は、親子関係不存在確認の裁判等を経ることによって戸籍に記載され、同日現在の無戸籍者の数は830名である。
- (注2)無戸籍者の母等が出生届を提出しない理由についての調査結果によれば、必ずし も嫡出推定制度が原因とはいえないものもあるが、上記830名のうち649名(約 78%)が「(前) 夫の嫡出推定を避けるため」と回答している。

1 見直しの具体的な在り方

○ 民法第772条第1項は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」と定め、同条第2項は「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子」を婚姻中に

懐胎した子と推定しているが、これらのうち特に婚姻の解消(とりわけ離婚)の日から300日以内に生まれた子を(前)夫の子と推定する点について、上記のとおり無戸籍者問題の原因となっているとの指摘がされているが、その見直しの在り方として、どのようなものが考えられるか。また、この点に関連して、民法の条文上夫の子とは推定されないが、戸籍実務では嫡出子としての出生届を提出することが認められている婚姻の成立から200日以内に生まれた子(いわゆる「推定されない嫡出子」)の地位についても見直す必要があるとの指摘もあるが、このような指摘について、どのように考えるか。

- 民法第774条は、「第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる」として、夫のみに否認権を認めているが、夫から家庭内暴力を受けている母や夫の協力を得られない母などが夫を父とすることを避けるために出生届を提出しないことがあり、このことが無戸籍者問題の原因となっているとの指摘もされている。そのため、母のイニシアティヴで嫡出否認手続を行うことができるようにすることが無戸籍者問題の解消につながるとの指摘があるが、このような観点から子や母に否認権を認めることについて、どのように考えるか。また、これらの者に否認権を認めることとした場合には、その行使の機会を十分に確保する観点から、民法第777条が定める「子の出生を知った時から1年以内」という嫡出否認の訴えに関する期間制限を見直す必要があるとの指摘もあるが、このような指摘について、どのように考えるか。
- 妻が婚姻中に懐胎した場合であっても、妻が子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在するときには、民法第772条の推定が及ばないとする見解(いわゆる外観説。このような子を「推定の及ばない子」といい、嫡出否認の訴えによらずに父子関係を否定することができる。)があり、判例も外観説に立つものとみることができると評価されている。上記のように、否認権者の拡大や、嫡出否認の訴えに関する期間制限に関する見直しをする場合には、このような外観説に関する解釈論にも影響があるとの指摘もあるが、このような指摘について、どのように考えるか。

2 無戸籍者問題を解消するためのその他の方策

○ 子と法律上の父との間に血縁上の父子関係が存在しない場合において,当該子と法律上の父など一定の当事者間に合意が成立しているときは,嫡出否認の訴えによらずとも父子関係を否定することができることとすべきであるとの指摘があるが,このような指摘について,どのように考えるか。この

ほか,嫡出推定制度に関する民法の規定を見直すほかに,無戸籍者問題を解消するための方策として,どのようなものが考えられるか。

第3 その他の検討事項

- 懲戒権に関する規定の見直しに関しては、これと併せて、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と定める民法第820条の規定について、義務の側面をより強調するように規定振りを改めることが考えられるとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。このほか、懲戒権に関する規定の見直しに併せて検討すべき事項として、どのようなものが考えられるか。
- 嫡出推定制度に関する規定の見直しに関しては、これと併せて、嫡出でない子についてもその地位の安定を図るため、認知及び認知無効に関する制限の在り方を検討することが考えられるとの指摘があるが、このような指摘について、どのように考えるか。このほか、嫡出推定制度に関する規定の見直しに併せて検討すべき事項として、どのようなものが考えられるか。